

令和7年4月18日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

鹿島道路株式会社 東京都文京区後楽1-7-27

令和7年4月18日～令和7年5月17日（1ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）、

地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である鹿島道路（株）は、他機関が発注した工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）により工事を行っていたことが判明した。

また、同社は、他機関が発注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書で新規アスファルト合材を指定されており、当該工事の受注者からも新規アスファルト合材を指定されていたものの再生アスファルト合材を製造し、かつ、再生アスファルト合材の出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。同社によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上